

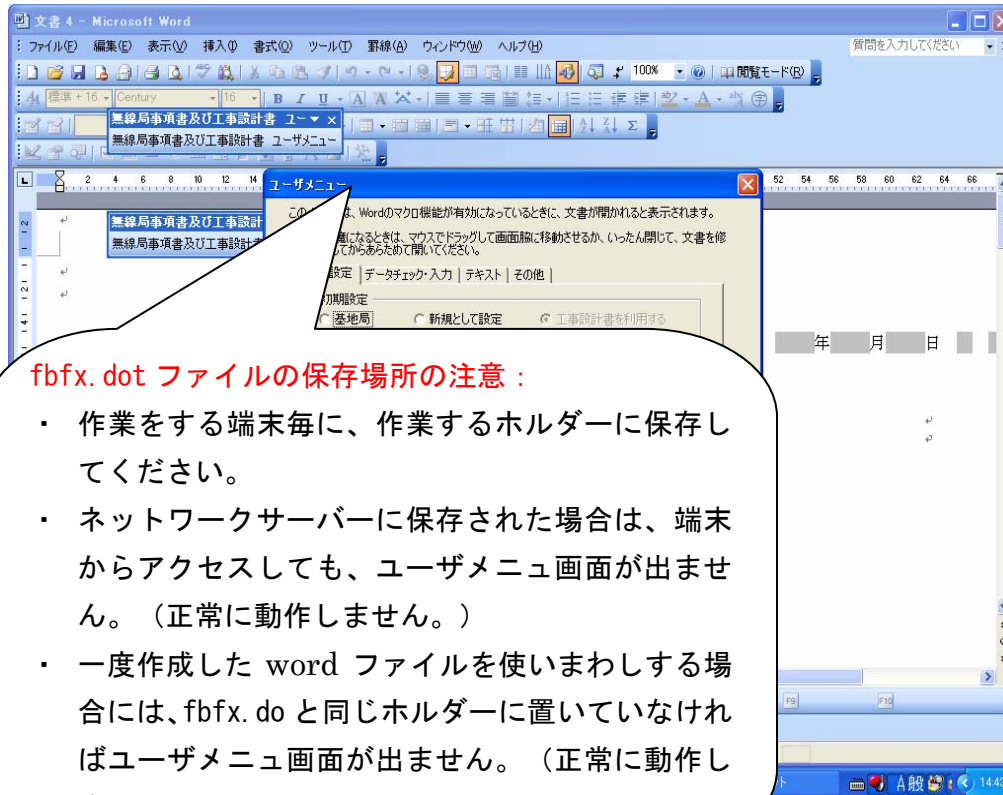
RMK の電子申請サポートサービス  
基地局等の記載要領 (fbfx2010. dot)

(免許・再免・変更)

平成 22 年 7 月 1 日

## 1. 初めて利用される方へ

- (1) 協会のホームページから word ファイルをダウンロードする際は、「fbfx2010.dot」のファイル名を変更しないでください。
- (2) fbfx2010.dot を開く時にマクロ警告が表示されますが、ツール→マクロ→セキュリティが、「中」に設定されている必要があります。
- (3) fbfx2010.dot ファイルをダブルクリックし、マクロを有効にしてください。
- (4) ユーザメニューが表示されると正常に動作しています。



### 写の備え付けの注意事項:

FB、FX、FP、RP等は、添付書類（事項書と工事設計書）の写の備え付け義務が免許人にあります。電子申請をした場合の写の備え付け方法は、施行規則並びに告示で、いろいろな備え付け方法が認められています。

どの方法で備え付けるかは、免許人と相談して妥当な方法で備え付けしてください。

当協会が推奨する方法は、次のいずれかです。

この word ファイルで作成した申請書（届）を

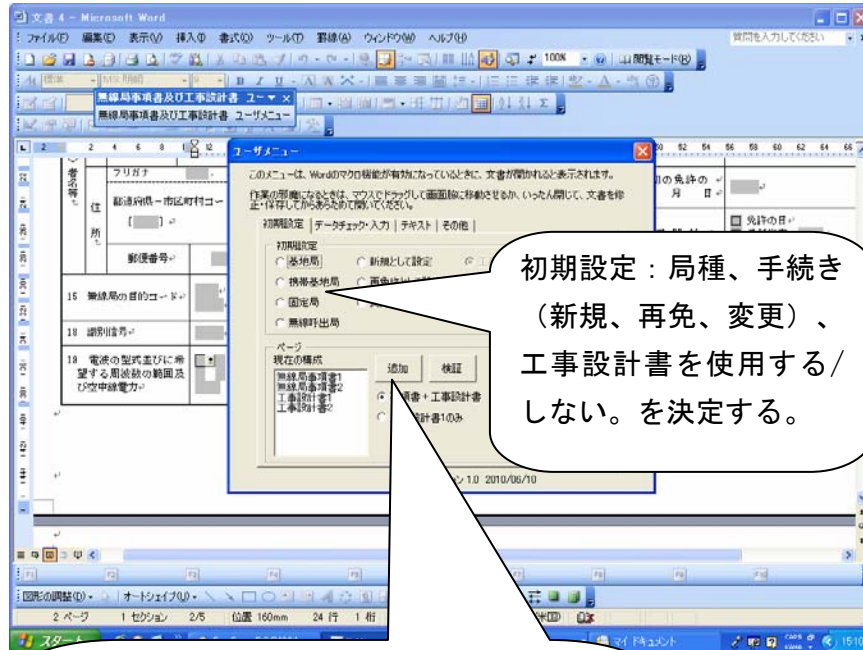
- ① 印刷して備え付ける方法
- ② PDFファイルにしてCD-Rに記録して備え付ける方法

## 2. ユーザーメニューの機能

- (1) ユーザーメニューの初期設定で、該当する局種と手続きを選択してください。  
このファイルでは、基地局（FB）固定局（FX）、携帯基地局（FP）無線呼出局（RP）の免許申請（FXを除く）、再免許申請、変更申請（届）の手続きを行うことができます。
- (2) 様式の基本構成は、かがみ+事項書その1+事項書その2+工事設計書その1+工事設計書その2となっています。この基本構成から不要ページの削除はできません。「工事設計書を使用しない」を選択した場合は、工事設計書は入力不能となります。  
1つのWordファイルで、「工事設計書あり（使用する）」と「工事設計書なし（使用しない）」の混在した申請はできませんので、その場合は、別の申請書としてWordファイルを分けて作成してください。
- (3) 事項書及び工事設計書の追加は可能ですので、必要な場合は、「追加」機能及び「データチェック・入力にあるコピー」機能を使用して追加します。
- (4) 固定局（FX）の利用は、工事設計書が省略できる再免許申請又は変更申請（届）の手続きに限ります。
- (5) 記載入力が完了したら、「データチェック・入力にある（wordファイルのデーターをチェック）」して、エラーがないことを確認してから、名前をつけて保存してください。この保存したwordファイルを支部電子申請サポートアドレスへ送信してください。
- (6) テキスト機能は、データベースなどからテキスト形式に書き出したテキストファイルを「テキストからwordファイルに読込」機能として使用する場合に使用します。通常は使用しません。
- (7) 全角・半角区別は、「漢字・ひらがな・カタカナ」は全角、英数字は「半角」。ただし、氏名・名称・住所・フリガナはすべて全角（50字以内）。
- (8) 小数点以下の最終数字が0ゼロは記載しない。（記載してもデータチェックで修正される。）

## ユーザーメニュー

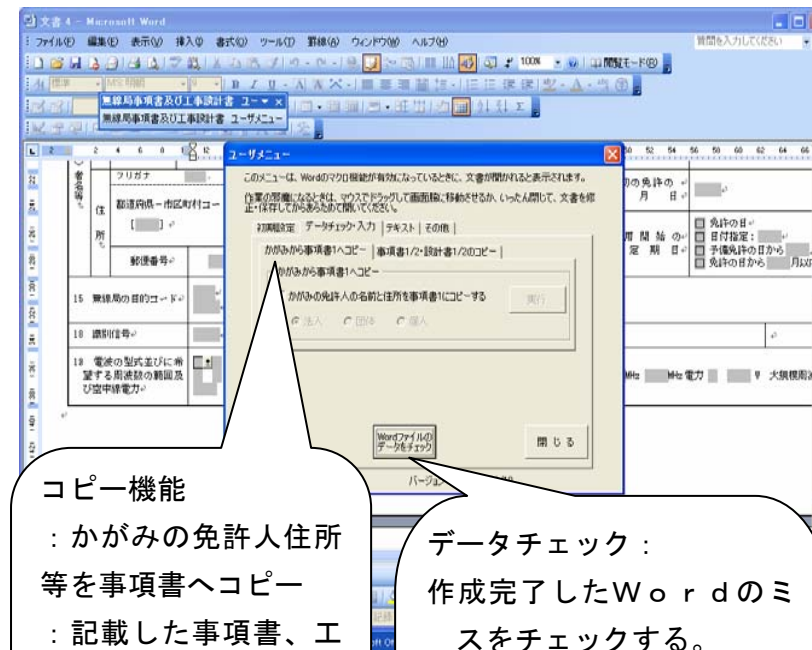
### 初期設定メニュー



#### 追加機能：

事項書＋工事設計書を同時に追加する。または、工事設計書1のみを追加する。（工事設計書その1とその2の分離は不可）

### データチェック・入力メニュー



#### データチェック：

作成完了したWordのミスをチェックする。（入力完了後、チェックしてください）

**クリア** データチェック後に修正した場合又は、他のユーザーで作成したファイルを使いまわす際に、前のデータを廃棄するとき使用する。

### 3. 記載上の注意 かがみ

住所、氏名、フリガナ等の文字数は、全角 50 字以内

このフリー欄 2 箇所は管理者が使用するものです。

識別信号が複数の場合連続する場合は「～」、連続しない場合は「、」区切り点で区切る。識別信号の変更の場合のかがみは、旧識別信号を記載する。漢字は全角、英数字は半角

免許の番号が複数の場合連続する場合は「～」、連続しない場合は「、」区切り点で区切る。漢字は全角、英数字は半角

① 無線局の種類及び局数	② 識別信号	③ 免許	④ 免許の年月日	⑤ 備考
				10W 局× 円= 円、 5W 局× 円= 円、 1W 局× 円= 円、 合計 円。

局種はプルダウンから選択する

再免許申請の場合は、かがみの免許の年月日は既免許の年月日。事項書は、再免許後の年月日を記載する。



事項書その1

19 欄 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力の記載方法

下記の3行の構成になっているので、いずれかの同じ段を使用する。（大規模数端数コードを使用する場合を除く）

	1 列目 占有帯域幅	2 列目 電波の型式	3 列目 フリー (電波の型式)	4 列目 周波数	5 列目 電力	6 列目 電力	7 列目
1 行目	プルダウン	プルダウン	フリー (電波の型式)	バンドで記載する場合 〇〇MHz ~ × × MHz 帯△ KHz 間隔▲波	プルダウン	フリー	—
2 行目	プルダウン	プルダウン	フリー (電波の型式)	ポイント周波数を記載する場合 (最大 10 波)	プルダウン	フリー	大規模周波数コードを使用する場合
3 行目	フリー	フリー	—	ポイント周波数で最大 3 波	プルダウン	フリー	—

- ・ 周波数を、バンドで記載する場合は、1 行目を使用する。電波型式が 2 列目プルダウンに無い場合は、3 列目フリーに記載する。
- ・ 周波数を、ポイントで記載する場合は、2 行目を使用する。（周波数は最大 10 波可能）電波型式が 2 列目プルダウンに無い場合は、3 列目フリーに記載する。
- ・ 2 行目に占有帯域幅が無い場合及び 2 行目で周波数が 10 波を超える場合は、3 行目を使用する。
- ・ 大規模周波数コードを使用する場合は、1 列～6 列の記載はしない。（現在のところ、大規模周波数コードは使用できません）
- ・

## 事項書その2

設置場所番号：

1行目から順番に1~5のプルダウンとなっている。

1装置で設置場所が5箇所を超える場合は、管理者が総務省システムへ手入力に対応しますので、6箇所目以降の情報をメール等で連絡ください。

設置場所の  
別コード：  
プルダウンから  
選択する。

24備考：

フリー入力欄2箇所  
設けている。

24備考：工事設計書を省略する場合は、必須です。

どちらかを選択して下さい

上段18条の2は再免許の場合、下段は再免許以外で工事設計書を省略する場合。

免許手続規則第18条の2の規定により、工事設計書の提出を省略します。  
工事設計書に変更はないので、工事設計書の添付を省略します

フリガナ...	フリガナ...	フリガナ...	フリガナ...
都道府県一市...	都道府県一市...	都道府県一市...	都道府県一市...
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
フリガナ...	フリガナ...	フリガナ...	フリガナ...
都道府県一市区町村...	都道府県一市区町村...	都道府県一市区町村...	都道府県一市区町村...
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
フリガナ...	フリガナ...	フリガナ...	フリガナ...
都道府県一市区町村...	都道府県一市区町村...	都道府県一市区町村...	都道府県一市区町村...
[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
フリガナ...	フリガナ...	フリガナ...	フリガナ...
船舶又は航空機...	船舶又は航空機...	船舶又は航空機...	船舶又は航空機...
基本コード [ ]	基本コード [ ]	基本コード [ ]	基本コード [ ]
移動範囲	移動範囲	移動範囲	移動範囲
船舶又は航空機の所有者...	船舶又は航空機の所有者...	船舶又は航空機の所有者...	船舶又は航空機の所有者...
又は常置場所とする場合)	又は常置場所とする場合)	又は常置場所とする場合)	又は常置場所とする場合)
24備考	24備考	24備考	24備考

工事設計書その1

3 通信方式コード：上段はSN1Nのプルダウンとなっている。SN1N以外の場合は、下段フリーに記載する。

発射可能な電波の型式及び周波数の範囲：周波数がポイントの場合は上段に記載（最大10波）。周波数がバンドの場合は下段に記載

検定番号又は技適番号を記載した場合は、電波の型式、周波数、送信出力、低下させるコード、低下後の出力、変調方式コードの記載を省略することができる

「漢字・ひらがな・カタカナ」は全角、英数字は「半角」

低下させる方式コード：N、F、Mのプルダウンから選択

変調方式コード：左はプルダウン（P/44PSK、4FSK、FM）、右枠は、フリー入力

10 空中線系番号：空中線の型式等：プルダウン（基本コードはフリー入力もある）

11 空中線 12 給電線等：数値は（半角）、小数点以下の最終数字が0ゼロは記載しない。空中線の位置：例：133.54.12 33.30.11

14 受信する周波数：MHzは記載しない。例：151.1、152.2、153.3

16 付属装置：左はプルダウン、右はフリー入力。

19 備考：最上段（プルダウン）は、新旧スプリアスは必須。下3段はフリー入力

## 工事設計書その2

電子申請の場合は、使用する周波数が1波であっても、「工事設計書その2」の21欄の記載は必須です。

1 装置で 10 波を超える場合は、管理者が総務省システムへ手入力に対応しますので、11 波以降の情報をメール等で連絡ください。

ポイント周波数は、1 段目、  
バンド周波数は、2 段目、大規模周波数は、3 段目

無線局の区分	電波の型式	波数	空中線電力	実効輻射電力又は等価等方輻射電力	補足事項
21	MHz	MHz ~ MHz kHz 間隔 波	W	W	
	MHz	大規模周波数コード	W	W	
	MHz		W	W	
	MHz		W	W	
	MHz		W	W	
	MHz		W	W	

補足事項下段の「注」の内容を記載する。上段はプルダウン、下段はフリー入力（全角）

補足事項：  
上段は、電力の条件を記載する。（全角）  
記載例：30度方向5W、90度方向5W  
下段は、周波数の使用条件等がある場合は（注）と記載し、注の内容（附款）は枠外のプルダウンまたは、フリーに内容を記載する。